

一 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め

二 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

三 準用銀行法第五十二条の五十五及び第五十五条の五十六第二項の規定による命令

四 第十二条 長官権限のうち法附則第十七条第四項の規定による命令は、特別対象組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融厅長官が自らその権限を行便することを妨げない。

五 第十三条 長官権限のうち法附則第二十八条の認可は、特定承継会社の本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。

六 第十四条 内閣総理大臣は、この政令による権限を金融厅長官に委任する。

七 第十五条 この政令に定めるものほか、法及びこの政令の施行に關し必要な事項は、主務省令で定める。

八 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成九年一月二十六日）から施行する。

(信用事業強化計画の記載事項)

第二条 法附則第三条第一項第五号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 剰余金の処分の方針

二 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(信用事業強化指導計画の記載事項)

第三条 法附則第四条第二項第三号の政令で定める事項は、法附則第三条第二項の申込みに係る特定優先出資等に係る震災特例組合等が発行する他の優先出資又は当該震災特例組合等に対する他の劣後特約付金銭消費貸借による貸付債権であつて指定支援法人が保有するものの額及びその内容とする。

(法附則第五条第四項に規定する優先出資の発行による変更の登記)

第四条 法附則第五条第五項の規定により震災特例組合等が同条第四項に規定する優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」と

あるのは、「次に掲げる書類及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百八十八号)附則第五条第四項に規定する優先出資の発行であることを証する書面」とする。
(震災特例組合等の合併等の認可に関する技術的読み替え)

第五条 法附則第十一条第五項の規定により法附則第七条第三項、第九条及び第十条第一項の規定を準用する場合においては、法附則第七条第三項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第十一条第四項」と、法附則第九条中「当該決定に係る」とあるのは「附則第十一条第三項又は第四項の規定により提出を受けた」と、法附則第十条第一項中「附則第四条第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。
(信用事業が改善した旨の認定の要件としての特定優先出資等の処分等が困難と認められる場合)
第六条 法附則第十六条第三項第八号の政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等がその内容に照らし譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、機構が当該特定優先出資等につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

二 法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等につき、剩余金をもつてする消却又は返済を受けることが困難であると認められる場合

(信用事業が改善した旨の認定に関する技術的読み替え)

第七条 法附則第十六条第五項の規定により同条第一項に規定する特別信用事業強化計画を法附則第四条第一項に規定する信用事業強化計画と、法附則第十六条第二項に規定する特別信用事業強化指導計画を法附則第四条第二項に規定する信用事業強化指導計画とみなして、法附則第十七条第三項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第十六条第二項」と、法附則第十条第一項中「附則第四条第一項」とあるのは「同条第一項」と、法附則第七条第三項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第十六条第二項」と、法附則第十条第一項中「附則第四条第一項」とあるのは「同

条第一項」と、法附則第十一條第二項第一号中「附則第四条第一項」とあるのは「附則第十六條第一項」と、同条第五項中「前条第一項中」とあるのは「附則第七條第三項中「附則第十六條第二項」とあるのは「附則第十一條第四項」と、附則第九条中「附則第十六条第三項の認定に係る」とあるのは「附則第十一條第三項又は第四項の規定により提出を受けた」と、前条第一項中」と、「提出した承継組合等」とあるのは「提出した承継組合等」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「読み替えるものとするほか」とあるのは「と、同条第二項中「附則第十六条第三項の認定を受けた」とあるのは「附則第十一條第一項の認可に係る」と読み替えるものとするほか」とする。〔信用事業が改善した旨の認定を受けた場合における合併等の認可の要件〕

第八条 法附則第十六条第五項の規定により適用する法附則第十二条第二項第四号の政令で定める要件は、合併等により機構が取得する特定優先出資等につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でない」ととする。

〔特定農業協同組合等から特定承継会社への信用事業の譲渡〕

第九条 法附則第二十九条第一項の規定により特定農業協同組合等が信用事業の全部又は一部を特定承継会社に譲り渡す場合については、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)第八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五十条の一第一項」とあるのは「第五十条の二第一項 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律百六十八号)附則第二十九条第二項の規定により適用する同法第二十五条第一項及び第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

2 特定承継会社が特定農業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受ける場合についてはある、法第十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「農林中央金庫法第五十四条第三項」とあるのは「附則第二十八条」と、「当該信用農水産業協同組合連合会の会員」とあるのは「当該譲り受けた信用事業に係る当該特定農業協同組合等の組合員又は会員」と、「同項」とあるのは「同条」と、同条第二項中

〔農林中央金庫法〕とあるのは「この法律」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により法第十九条の規定を準用する場合については、第六条第一項の規定を適用する場合においては、法第三条中「特定農水産業協同組合等に対し」とあるのは、「特定農水産業協同組合等及び特定承継会社に對し」とする。

5 法附則第二十九条第二項の規定により法の規定を適用する場合におけるこの政令の規定の適用については、第八条第一項第三号中「農林中央金庫及び」とあるのは「特定承継会社の会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百六十七条第一項の株主総会の日(同法第四百六十八条第二項の規定により同法第四百六十七条第一項の決議によらずに特定農業協同組合等から信用事業の全部の譲受けを行う特定承継会社にあつては、取締役会の決議又は取締役若しくは執行役の決定の日)及び」と、「同条第二項において準用する法第九条第三項の総代会を含む。」の日(法第二十六条の二第一項の規定により総会の承認を受けないで特定農水産業協同組合等から信用事業の全部の譲受けを行う農林中央金庫にあつては、同項の經營管理委員会の承認の決議の日」とあるのは「の日」と、第十条中「第一号に掲げる」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる」と、「信用農業協同組合連合会に関するものに限り、第二号及び第三号に掲げるるものにあつては信用農業協同組合連合会に関するものに限り、その」とあるのは「信用農業協同組合連合会の」と、同条第二号中「第四十二条第三項の認可」とあるのは「第二十七条において準用する法第十五条第一項及び第十八条第二項ただし書の認可及び承認」農業協同組合法第七十条第一項の規定により信用農業協同組合連合会の権利義務を承継した農業協同組合又は信用農業協同組合連合会の信用事業の全部の譲渡に関するものを除く。」とする。

(農林中央金庫と特定承継会社との合併)

第十条 法附則第三十条第二項の規定により法の規定を適用する場合においては、法第九条第一項中「締結して、それぞれ」とあるのは「締結しなければならない。この場合において、農林中央金庫は」と、法第九条の二第一項中「総会員(農業協同組合法第十二条第二項第二号又

は第三号の規定による会員、水産業協同組合法第八十九条第一項に規定する准会員及び同法第九十八条の二第一項に規定する准会員を除く。)の数が農林中央金庫の総会員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、信用農水産業協同組合連合会の最終の「とあるのは、最終の」と、同条第三項中「名称」とあるのは「商号」と、法第十二条の二第一項中「及び信用農水産業協同組合連合会の理事」とあるのは「他の信用事業」とあるのは「前号ロに掲げる日」と、同条第二項中「理事」とあるのは「農林中央金庫の理事又は特定承継会社」と、「主たる事務所又は本店」と、同項第二項号中「次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日」とあるのは「前号ロに掲げる日」と、同条第二項中「理事」とあるのは「農林中央金庫の理事又は特定承継会社」と、法第五十五条第二項第二号中「地区内における農業者、水産業者その他の信用事業」とあるのは「附則第二十七条第一項に規定する特定業務」と、法第二十一条第一項中「場合において、当該信用農水産業協同組合連合会から承継した財産の価額が、当該信用農水産業協同組合連合会から承継した債務の額及び当該信用農水産業協同組合連合会の会員に支払った金額並びに農林中央金庫の増加した資本金の額を超えるときは、その超える額については、政令で定める額を除くほか、農林中央金庫が農林中央金庫法第七十五条の規定により積み立てるべき準備金として積み立てなければならぬ」とあるのは「場合における農林中央金庫の会計については、農林中央金庫法第七十五条の定めるところによる」と、法第二十二条第一項中「株主等若しくは社員等」とあるのは「」「とあるのは「若しくは社員等」とあるのは「」と、法第二十三条中「農業協同組合法又は水産業協同組合法」とあるのは「会社法」とする。

第十一
条

法則第三十一条第二項の規定により
定を適用する場合には、去第二二
年繼会社から農林中央金庫への事業の譲
号から第五号まで」とする。

項の規定により総会の承認を受けないで合併を
行う農林中央金庫にあっては、同項の經營管理
委員会の議事録」とあるのは、「(三)農林中央
金庫の合併総会の議事録(法第九条の二第二
項の規定により総会の承認を受けないで合併を
行う農林中央金庫にあっては、同項の經營管理
委員会の議事録)並びに農林中央金庫が特定承
継会社の発行済株式の総数を保有することを証
する書面及び特定承継会社の取締役会の議事録
(次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又は
ロに定める書類)」イ 会社法(平成十七年
法律第八十六号)第三百九十九条の十三第五項
又は第六項の取締役会の決議による委任に基づ
く取締役の合併契約の内容についての決定があ
った場合 当該取締役会の議事録及び当該決定
があつたことを証する書面/ロ 会社法第四
百六十六条第四項の取締役会の決議による委任に
基づく執行役の合併契約の内容についての決定
があつた場合 当該取締役会の議事録及び当該
決定があつたことを証する書面」と、同項第七
五号中「主たる事務所」とあるのは、「本店」

第十三条の通月

の規定を適用する場合においては、同法第七十七条第四項中「第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「附則第二十六条第一項」とする。

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）

第十三条	法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第六項から第十一項まで、第十四項及び第十五項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条の二第二項及び第三項、第五十二条の二の三から第五十二条の二の十まで並びに第七章の六の規定とする。	2	の規定を適用する場合においては、同法第七十二条第四項中「第十一条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「附則第二十六条第一項」とする。	（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）	
読み替える銀行法の規定	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える字句
第十三条 条の四	内閣府令で定めるも のを	内閣府令で定めるもの	主務省令で定めるものを	これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあらわれるのは「主務省令」と、同法第三十四条	中

項の規定により総会の承認を受けないで合併を行う農林中央金庫にあっては、同項の経営管理委員会の議事録」とあるのは、「(三)農林中央金庫の合併総会の議事録」(法第九条の二第一項の規定により総会の承認を受けないで合併を行う農林中央金庫にあっては、同項の経営管理委員会の議事録)並びに農林中央金庫が特定承継会社の発行済株式の総数を保有することを証する書面及び特定承継会社の取締役会の議事録(次の又は口に掲げる場合には、当該又は口に定める書類)／イ会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百九十九条の十三第五項又は第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の合併契約の内容についての決定があつた場合当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面／ロ会社法第四百六十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の合併契約の内容についての決定があつた場合当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面／と、同項第五号中「主たる事務所」とあるのは「本店」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号から第五号まで」とする。
(特定承継会社から農林中央金庫への事業の譲渡)

第十三条	法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の一(第六項)から第十一項まで、第十四項及び第十五項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条の二(第二項及び第三項)、第五十二条の二の三から第五十二条の二の十まで並びに第七章の六の規定とする。
第十四条	法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法(第十六条の二(第十二項)、第三十二条、第四十条、第四十一条(第四号を除く)、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九条第二項及び第六十五条(第一号及び第六号を除く))の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法(第十三条の四、第五十二条の二(第十三項及び第十六項、第二十六条第六項)、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号、第五十七条の六並びに第六十五条第六号を除く。)の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十 二項	第五十 四十五	第五十 二条の 二	第五十 二条の 四十五	第五十 二条の 二	第五十 二項	第五十 二条の 十四第	第五十 二条の 二	第五十 二項	第五十 二条の 十四第	第五十 二条の 二	第五十 二項	第五十 二条の 十四第	第五十 二条の 二	
第二号	第三項	第五十 二条の 七十三	第五十 二条の 七十三	第五十 二条の 七十三	第五十 二条の 七十三	第五十 二条の 七十三	第五十 二条の 七十三	第五十 二条の 七十三	第五十 二条の 七十三	第五十 二条の 七十三	第五十 二条の 七十三	第五十 二条の 七十三	第五十 二条の 七十三	
等取扱業務である場	務の種別が電子決済業務、紛争解決等業務である場合にあつては銀行	給争解決等業務の種別が銀行業務である	内閣府令	内閣府令	同法第三十七条の三	第一項	当該銀行主要株主がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者である銀行	、銀行主要株主	対し	当該銀行主要株主に状況を含む。)	、農林中央金庫	農林中央金庫	特定承継会社	農林中央金庫の業務又は財産の状況
五項第二号に	十二条の六第	年法律第二百三十二号)第九	主務省令	主務省令	同法第三十七条の三第一項	これららの規定(同法第三十九条第三項本文の規定を除く。)中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十七条の三第一項	、農林中央金庫	に対し	農林中央金庫	特定承継会社	農林中央金庫の業務又は財産の状況	農林中央金庫の業務又は財産の状況	件を満たす	特定承継会社がこれらの要

(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他の同項に規定する内閣府令で定める事実

3	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、同法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額及び同法第十四条の二各号に掲げる基準に関する同法第二十五条第一項及び第二項並びに第五十二条の十二第一項の規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣とする。						
4	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十四条第一項及び第二項、第五条第一項及び第二項、第五十二条の十一、第五十二条の十二第二項、第五十二条の五十三、第五十二条の五十四第一項並びに第五十二条の八十一第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限（前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。）は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。						
5	内閣総理大臣は、第三項ただし書又は前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。						
6	農林水産大臣は、第四項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。						
7	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第一項、第五十二条の十三及び第五十二条の十四に規定する主務大臣の権限は、次の各号のいずれにも該当する場合には、第三項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独で行使することを妨げない。						
	一　自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置が早急にとられなければ、特定承継会社が預金の払戻し及び定期積金の給付（次号において「預金の払戻し等」という。）を停止するおそれがあること。						
	二　特定承継会社が預金の払戻し等を停止した場合には、当該特定承継会社が業務を行つてゐる地域又は分野における融資比率が高率であることにより、他の金融機関による金融機						

能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、同法第二十六条第二項、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六に規定する主務省令（同号に規定する主務省令にあっては、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものに限る。）は、農林水産省令・内閣府令・財務省令とする。

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）

第十四条 法附則第三十三条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。

一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）

二 小切手法（昭和八年法律第五十七号）

三 農業協同組合法

四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五回号）（第七十九条の七十二を除く。）

五 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四十四号）

六 水産業協同組合法

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八百十一号）（第五十七条の三第一項及び第二項を除く。）

八 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）（第二十九条第二号を除く。）

八の二 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）

九 納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第四十五号）

十 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第八十条の二を除く。）

十一 住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）

十二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（第八十条の二を除く。）

十三 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

十三の二 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）

十四 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）

十五 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

十六 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）

十六の二 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

十七 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。次項において「更生特例法」という。）

十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号）

十九 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）

二十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

二十一 偽造カード等及び盜難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成十七年法律第九十四号）

二十二 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）

二十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

二十四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）

二十四の二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）

二十五 相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）

二十六 商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）

二十七 中小企業信用保険法施行令（昭和二十二年政令第三百五十号）

二十七の二 海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）

二十八 農業改良資金金融通法施行令（昭和三十一年政令第一百三十一号）

二十九 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）

三十 農業近代化資金金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）

三十一 農業信用保証保険法施行令（昭和三十一年政令第三百四十八号）

三十二 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）

三十三 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）

三十四 所得税法施行令（昭和四十年政令第十九十六号）

三十五 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）

三十六 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第十五条の十三を除く。）

三十七 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第一百四十二号）

三十八 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十六年政令第二百五十号）

三十九 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）

四十 林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十年政令第三百三十一号）

四十一 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

四十二 農業經營基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）

四十三 外国為替令（昭和五十五年政令第一百六十号）（第十一条の二第一項を除く。）

四十四 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

四十五 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）

四十六 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

四十七 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

四十八 預託等取引に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）

四十九 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）（第三十条第一項第五号ロを除く。）

五十 金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第五条を除く。）

五十一 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百三十三号）

五十二 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五条号）（第十三条の三、第二十五条、第三十二条、第三十八条の五及び第四十二条を除く。）

五十三 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）

五十四 スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令（平成十年政令第三百六十三号）

五十五 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令（平成十年政令第四百四号）

五十六 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）

五十七 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）（第四十四条第二号を除く。）

五十八 独立行政法人農林漁業信用基金法施行令（平成十五年政令第三百四十四号）

五十九 利息制限法施行令（平成十九年政令第三百三十号）

六十 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（平成十九年政令第三百三十一号）

六十一 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百四十三号）（第三十三条第一項の表農林水産大臣の権限の項を除く。）

六十二 電子記録債権法施行令（平成二十年政令第三百二十五号）

六十三 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第二百八十三号）

六十四 東日本大震災の被災者等に係る国税關係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百十二号）

六十五 産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）

六十六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五十五号）

六十七 造船法施行令（令和三年政令第二百三十四号）

六十八 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）

法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。							
法定の規定	読み替える	法定の規定	読み替える	法定の規定	読み替える	法定の規定	読み替える
更生特例法 二百六十九条 第二項第五 号の項	更生特例法 三百四十九 条の表第 二条 第二項第五 号の項	更生特例法 第二条第九 項第一号	更生特例法 第二条第九 項第一号	預金保 法(昭和 四十六年 法律第三 十四号) 第二条第 二項に規 定する預 金等(一)	農林中央金庫及び特 定農水産業協同組合 等による信用事業の 再編及び強化に関する 法律(平成八年法律 第一百八号。以下 「再編強化法」とい う。)附則第三十三 条第二項の規定によ り適用する農水産業 協同組合貯金保険法 (昭和四十八年法律 第五十三号。以下 「貯金保険法」とい う。)第二条第二項 に規定する貯金等 (再編強化法附則第 二十六条第一項に規 定する特定承継会社 が受け入れたものに 限るものとし、	更生特例法 第二条第七 項第七 号	農林中央金庫
信用金庫	金融機関 協同組織	銀行、					
農林中央金庫	農林中央金庫	臣とし、	再編強化法附則第二 十六条第一項に規定 する特定承継会社に ついては、農林水産 大臣及び内閣総理大 臣とし、				

<p>規定する 子会社対 象銀行等 (同条第 一項第十 五号に掲 げる会社 を子会社 とするこ ととなる もの及び 同号に掲 げる会社 の議決権 を当該会 社分割の 当事者で ある銀行 又はその 子会社が 合算して その法第 十六条の 四第一項 に規定す る基準議 決権数を 超えて保 有するこ ととなる ものを除 く。)</p>	<p>（農林中央金庫への 譲渡を除く。）又は 事業の一部の譲受け 若しくは農業協同組 合（農業協同組合法 第七十条第一項の規 定により同法第十條 第一項第三号の事業 を行う農業協同組合 連合会の権利義務を 承継したものとし く。）からの再編強 化法第二条第三項に なるも</p>
---	---

<p>るえ替み読み</p> <p>読み替えられる字句</p> <p>読み替える字句</p>		
<p>（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法の適用関係）</p> <p>第十五条 法附則第三十三条第二項の規定により農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十号）の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第一号 第二十条第 二号</p>	<p>産業競争力 強化法施行 大臣 内閣総理 閣總理大臣 農林水産大臣及び内閣總理大臣</p>
<p>（平成二十二年政令第十九号）第十三号第三条</p>	<p>施行令（平成八年法律第一百八十八号。以下この号において「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者でその取消しない者を含む。）</p>	<p>金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百八十八号。以下この号において「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者でその取消しない者を含む。）</p>

号一 第項二第条二十六第	号一 第項三第条七十五第	号二 第項二第条九十四第	号一第十第
組合 又は水産加工業協同	組合 及び水産加工業協同	又は解散の命令	発生 命令又は
承継会社 同組合又は特定 協	承継会社 同組合及び特定 協	若しくは解散の 命令をし、又は 農林中央金庫に つき、再編強化 法附則第二十六 条第一項の認可 の取消し	発生又は再編強 化法附則第二十 六条第一項の認可 の取消し

項二 第条七十六第	項一 第条七十六第	項三 第条五十六第	項一 第二の条二十六第	又は農林中央金庫法
第八条第一項 又は総代会	若しくは再編強化法	農水産業協同組合に	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)。以下「再編強化法」という。)	、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第八項又は農林中央金庫法 再編強化法

第項一 第四の条九十六第	項一 第四の条九十六第	項五 第三の条九十六第	号二 第項三
始の決定 若しくは再生手続開	並びに民事再生法第 九十三条及び第九十 三条の二	若しくは再生手續開 始の申立て	第一項第二号
開始の命令 ししくは特別清算 の決定、再生手續開始 の開始の決定若	、再生手續開始 に会社法第五百 七十七条及び第 百八十八条	、再生手續開始、 更生手續開始若 しくは特別清算 開始の申立て	は第八号 第一項第二号又

第十八条第一項	第十九条第一項
<p>農業協同組合法第六十三条の二及び水産業協同組合法第六十七条の二（同法第九十二条第四項）第九十六条第四項及び第一百条第四項において準用する場合を含む。）、並びに第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定による取締役及び執行役</p> <p>会社法第八百二十八条及び第八百三十五条の規定による取締役及び執行役</p> <p>農業協同組合法第五十条第三項（同法第五十条の二第四項及び第五十条の四第四項において準用する場合を含む。）、並びに第五十四条第三項（同法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四第三項（同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、</p>	<p>を定めなければならない。</p> <p>5 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならぬ。</p>

第九十九条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、再編強化法第三十条及び農林中央金庫法第五十三条第三項において準用する場合を含む。）、再編強化法第十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合法第六十九条、水産業協同組合法第七十三条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。）及び再編強化法第二十二条第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定並びに農業協同組合法第四十七条、水産業協同組合法第五十一条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法第五十条の規定による理事業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び

項一 第条一十九第	項一 第条九十八第	項一 第条七十八第
<p>理事若しくは監事（被管理農水産業協同組合が会計監査人設置組合又は農林中央金庫である場合にあつては、監事又は会計監査人。第九十一条において同じ。）</p> <p>理事若しくは監事（被管理農水産業協同組合が会計監査人設置組合又は農林中央金庫である場合にあつては、監事又は会計監査人。第九十一条において同じ。）</p>	<p>理事、監事（被管理農水産業協同組合が会計監査人設置組合若しくは水産業協同組合法第四十一条の二第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する会計監査人設置組合（以下「会計監査人設置組合」と総称する。）又は農林中央金庫である場合にあつては、監事並びに会計監査人及びその職務を行うべき社員）及び参考</p> <p>取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人（監査等委員会設置会社である場合にあつては取締役、会計参与又は会計監査人、指名委員会等設置会社である場合にあつては取締役、執行役、</p>	<p>農水産業協同組合法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合若しくは水産業協同組合法第四十一条の二第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する会計監査人設置組合（以下「会計監査人設置組合」と総称する。）又は農林中央金庫である場合にあつては取締役、会計参与及び会計監査人（監査等委員会設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与及び会計監査人）並びに支配人</p> <p>農林中央金庫の経営管理委員を含む。第九十四条第四項を除き、以下この章において同じ。）</p> <p>主たる事務所</p>

第十九条 第二項		農業協同組合法第三 十四条第七項から第 十九項まで、同法第三 十七条の三第一項に おいて準用する会社 法第三百三十九条及 び農業協同組合法第 三十八条、水産業協 同組合法第三十八条 第七項から第九項ま で（これらの規定を 同法第九十二条第三 項において準用する 場合を含む。）、同法 第四十一条の三第一 項（同法第九十二条 第三項、第九十六条 第三項及び第一百条第 三項において準用す る場合を含む。）に おいて準用する会社 法第三百三十九条及 び水産業協同組合法 第四十二条（同法第 九十二条第三項、第 九十六条第三項及び 第一百条第三項におい て準用する場合を含 む。）並びに農林中 央金庫法第三十八条 及び第三十八条の二 第一項	理事又は監事
取締役、会計参 与、監査役又は 会計監査人（監 査等委員会設置 会社である場合 にあつては監査 等委員である取 締役若しくはそ れ以外の取締役、 会計参考人、指 計監査人等設 置委員会等設 置に会名有 する場合		会計監査人	

九 第	項 五 第 条 四 十 九 第	項 四 第 条 四 十 九 第
主たる事務所	総会若しくは総代会 又は経営管理委員会	理事（当該被管理農業協同組合が農業協同組合法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合若しくは水産業協同組合法第三十四条の二第四項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する経営管理委員設置組合（以下この項において「経営管理委員設置組合」と総称する。）又は農林中央金庫である場合にあつては、経営管理委員）及び監事
本店	株主総会又は取締役会	取締役、会計参与、監査役及び会計監査人

項六 第四十九条	項七 第五十九条	項八 第五十条	項九 第五十一条	項十 第五十二条
組合員又は会員	(代替許可に係る登記の特例) 第一項第五十五条前条第一項第一号、第二項又は第三項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。	(代替許可に係る登記の特例) 第三項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。	(代替許可に係る登記の特例) 第一項第五十五条前条第二項又は第三項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。	株主
積金者 預金者 定期積金の 積金者	債権者保護手続 (債権者保護手続の特例) 第九十五条の二 特定承継会社 水産業協同組合 が資本金の額の 減少の決議をし た場合において は、次に掲げる 債権者に対する 会社法第四百四 十九条第二項の 規定による催告 は、することを 要しない。	債権者 債権者保護手續 (債権者保護手續の特例) 第九十五条の二 特定承継会社 水産業協同組合 が資本金の額の 減少の決議をし た場合において は、次に掲げる 債権者に対する 会社法第四百四 十九条第二項の 規定による催告 は、することを 要しない。	債権者 債権者保護手續 (債権者保護手續の特例) 第九十五条の二 特定承継会社 水産業協同組合 が資本金の額の 減少の決議をし た場合において は、次に掲げる 債権者に対する 会社法第四百四 十九条第二項の 規定による催告 は、することを 要しない。	

六条第三項の規定とあるのは、「当該支払対象貯金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする。

該決済債務に係る第五十六条の二第一項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定」とあるのは、「当該支払対象貯金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする。
(貯金等の払戻しに関する会社法の特例)
第一百一一条の二 第六十九条の四 第三項から第五項までの規定は、前条において準用する第六十九条の三第一項の規定による資金の貸付けを行いう旨の決定があるときについて準用する。この場合において、第六十九条の四第三項中「前条第一項に規定する決済債務の弁済」とあるのは、「第一百一一条において準用する前条第一項に規定する支払対象貯金等の払戻し」と、同条第四項及び第五項中「弁済」とあるのは「払戻し」と、「決済債務の種類」とあるのは「貯金等の種別」

第二百八十九条	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項
府に規定する監督	農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第二条第四項に規定する監督	当該農水産業協同組合が農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一條の二第二項に、漁業協同組合、漁業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一條の八第二項(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)に、農林中央金庫法第二十四条第四項にそれぞれ	銀行法第二条第八項に	びに	と読み替えるものとする。
並びに	申立て	又は再生手続開始の申立て	始の命令	若しくは更生手続開始の申立て	、再生手續開始のとすると。

条二十三百第	項一第一条二十三百第	号二第二項一第一条一十三百第		条七十二百第	項一
理事	理事	に係る	会計監査人設置組合 又は農林中央金庫 員若しくは参考職務を行うべき社員	、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。第百三十二条第一項及び第二項において同じ。)、監事(被管理農水産業協同組合が会計監査人設置組合又は農林中央金庫である場合にあつては、監事又は会計監査人若しくはその職務を行うべき社員若しくは参考職務を行うべき社員)若しくは支配人	理事(農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。第百三十二条第一項及び第二項において同じ)、監査役(会計監査人(会計監査人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員)若しくは支配人
取締役、執行役	役 取締役又は執行	係る	又は会計参与に	特定承継会社	取締役、執行役、会計参与(会計監査役、会計監査人(会計監査人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員)、監査役(会計監査人(会計監査人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員)若しくは支配人

三 稟税特別措置法（第八十条の二に限る。）

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）

五 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号。次項において「組織再編成促進特別措置法」という。）

六 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）

七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

八 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第二百三十三号。次項において「被害回復分配金支払法」という。）

九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第二百十三号）

九の二 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十九年法律第四十九号）（附則第三条、第十条及び第十一条に限る。）

九の四 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号。次項において「口座管理条例法」という。）

十 農業動産信用法施行令（昭和八年勅令第三百七号）

十一 預金保険法施行令（昭和四十六年政令第二百十一号）

十二 農水産業協同組合貯金保険法施行令

十三 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十二号。次項において「被害回復分配金支払法施行令」という。）（第四条第一項及び第六項から第八項までを除く。）

十四 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行令（平成二十四年法律第二百四十九号。次項において「民間公益活動促進特別措置法」という。）

促進特別措成	二条の五の 九第二項									
	組織再編成		促進特別措成		組織再編成		促進特別措成		組織再編成	
第一条	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	
農業協同組合法第五十	業又は信用事	る信用事業に規定する	第二条第三項に規定す	第二十四条	第二項	第七第三号	七第三号	農林中央金庫法若しくはこれらの法律	農林中央金庫法又は「若しくは」あるのと、同条第	一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」あるのと、同条第
再編強化法附則第一項の三十三条第一項の第	又是農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第一百八十八号)附則第二十七条第二号に規定する特定業務に係る事業	二号に規定する特定業務(次項において「特定業務」という。)に係る事業	附則第二十七条第一項	附則第三十一条第一項	附則第三十一条第一項	同法第九十二条の五の七第三号	同法第九十二条の五の七第三号	同法	同法	二項及び同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」あるのと、同条第

置法第十五 条第二項										置法第十五 条第二項	
第二項		第二項		第二項		第二項		第二項		第二項	
第二項		第二項		第二項		第二項		第二項		第二項	
	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第十八条	農業協同組合第五十一条の二第二項の規定に	組織再編成促進特別措置法第十九号	組織再編成促進特別措置法第十六号	組織再編成促進特別措置法第二項	農業協同組合第五十一条の二第二項の規定に基づき		信用事業	第二十四項の事業	第二十四項の規定に基づき同法	規定により適用する銀行法第三十条第三項の認可を受けて農業協同組合
同法	基づき	農業協同組合法第五十一条の二第二項の規定に	限る	同法		第三項の認可を受けて	再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第三十条第三項の認可を受けて	信用事業若しくは農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第八号)附則第二十七条第二号に規定する特定業務に係る事業	第二十四項の事業若しくは特定業務に係る事業	第二十四項の事業若しくは特定業務に係る事業	規定により適用する銀行法第三十条第三項の認可を受けて農業協同組合
農業協同組合法	て認めを受けた	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第八号)附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第三十条第三項の認可を受けた	限るものとし、再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社を除く	農業協同組合法							

号	第一項第三条	農水産業協同組合貯金保険法施行令第十七条	農水産業協同組合貯金保険法施行令第十九条第一項第三号
決定	又は信用事業	又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による法律(平成八年法律第百十八号)附則第二百七十七条第二号に規定する特定業務に係る事業	決定又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定
をいう。)	資金が信用事業(～)	及び同法附則第二百七十七条第二号に規定する特定業務に係る事業	及び特定農水産業協同組合等による法律(平成八年法律第百十八号)附則第二百七十七条第二号に規定する特定業務に係る事業

第二条第十四項各 一項に規定する特 定承継会社をいう 。のために銀行法 附則第二十六条第 十六第一項の許可 を受けて特定承継 会社（再編強化法 ）のための銀行法 の第六項若しくは第 七項に規定する事 業に係る事業を含む 。又は同一の事業に 附帯する事業に係 る（当該事業に附 帯する事業を含む 。）。	犯罪による 収益の移転 防止に関する 法律施行令 第二十三 条第三項 合等に対する 農業協同組 合（農林中央金庫及び 特定農水産業協同 組合等による信用 事業の再編及び強 化に関する法律 (平成八年法律第百 十八号)附則第二 十六条第一項に規 定する特定承継会 社を除く。以下の の項及び次項にお いて同じ。）に対 する	被害回復分 配金支払法 施行令第一 項 規定期定する銀 行代理業者	農業協同組合等 （農林中央金庫及び 特定農水産業協同 組合等による信用 事業の再編及び強 化に関する法律 (平成八年法律第百 十八号)附則第二 十六条第一項に規 定する特定承継会 社を除く。以下の の項及び次項にお いて同じ。）	農業協同組合等 （農林中央金庫及び 特定農水産業協同 組合等による信用 事業の再編及び強 化に関する法律 (平成八年法律第百 十八号)附則第二 十六条第一項に規 定する特定承継会 社を除く。以下の の項及び次項にお いて同じ。）	項第十号に 掲げる事業 （当該事業に附 帯する事業を含 む。）。

被 傷 回 復 分	配 金 支 払 法	施 行 令 第 四 号	条 第 一 項	休 眠 預 金 等 活 用 法 施 行 令 第 三 条 第 一 項
農業協同組	合 法 (昭 和 二十二年法 第百三十号) 第九	十二条の二 第三項に規定する特定信用事業代	規 定 す る 銀 行 代 理 業 者	規 定 す る 銀 行 代 理 業 者 (農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律) (平成八年法律第百十八号) において「再編強化法」という。附則第三十三条第一項に規定する特定承継会社(再編強化法第五十二条の三十六第一項の許可を受けた特定承継会社(再編強化法第二条第十四項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者(第五条第一項において
業者	特 定 承 繼 会 社 代 理 (特定承継会社代理業者)"という。)を除く。)	銀行法第二条第八	規 定 す る 銀 行 代 理 業 者 (農業協同組合)	規 定 す る 銀 行 代 理 業 者 (農業協同組合)

附 則 (令和四年一月四日政令第四号)	抄
(施行期日)	
1 この政令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。	
月 附 則 (令和四年三月一六日政令第六五号)	

1 この政令は、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。	基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。
二号	附 則 (令和六年六月二八日政令第二三号)

附 則 (令和四年七月一日政令第二四二号)	抄
(施行期日)	
1 この政令は、令和四年七月七日から施行する。	

附 則 (令和四年八月三一日政令第二八二号)
(施行期日)

附 則 (令和四年九月二六日政令第一八六号)	抄
(施行期日)	
1 この政令は、公布の日から施行する。	

附 則 (令和五年五月二六日政令第一八六号)	抄
(施行期日)	
1 この政令は、令和四年九月一日から施行する。	

附 則 (令和五年五月二三日政令第三九四号)	抄
(施行期日)	
1 この政令は、令和四年七月七日から施行する。	

附 則 (令和六年一月三一日政令第二〇六号)	抄
(施行期日)	
1 この政令は、法の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。	

附 則 (令和六年一月三一日政令第二二二号)	抄
(施行期日)	
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。	

附 則 (令和六年三月二十五日政令第六五号)	抄
(施行期日)	
1 この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成	